

# 要 望 書

農業経営の存続に関する対策について



【農業用ドローン防除機】

令和6年11月

熊本県八代市

熊本県氷川町

八代地域農業協同組合



## 農業経営の存続に関する対策について

八代地域は、生産量日本一のトマトやい草をはじめ、ブロッコリーやキャベツ等の露地野菜、晩白柚・温州ミカン・ナシ等の果樹類の他にも生姜や茶など様々な品目が生産されています。

本年五月二十九日に改正法が成立した食料・農業・農村基本法において、国民一人一人の「食料安全保障」が基本理念の柱と位置付けられ、国内での農業生産の重要性は益々増大しているところです。

しかしながら、高齢化等による農業者の減少が進行しており、産地維持のためには、現在の担い手の方々に、いかに農業を継続してもらうかが、重要な問題となっております。

また、農業資材や燃料費の価格上昇などにより農業経営が逼迫している状況では、自己資金だけによる、農業用機械・施設等の導入や更新なども実施できず、農業経営基盤を揺るがす要因となります。

さらに、八代地域のような首都圏から遠方にある産地においては、労働力確保や農産物の販売価格の低迷に加え、物流コストが増加しており、生産者の多くが今後の農業経営に不安を抱いております。

つきましては、八代地域で生産された安全・安心な農産物を、全国に届ける食料供給基地としての責務を果たすとともに、農業者の安定的な農業経営を存続するために、次の事項について要望いたします。

## 記

- 一、 営農継続意欲の高い担い手が、経営の継続・発展に必要な施設の整備や機材の導入等に活用できる事業について、十分な予算を確保すること。
- 一、 令和7年度までに開始される「育成就労制度」において、分野ごとに設定される、転籍を制限する期間や各種手続きなどについては、農家の状況を踏まえたものとする。
- 一、 生鮮食料品等の取引の適正化に関する取組において、生産資材や流通経費の上昇など社会情勢に起因するコスト上昇を農産物の販売価格に含めることができるようなガイドラインに基づいた運用を推進すること。
- 一、 物流業界での働き方が見直されるなか、農産物の輸送において、遠方の生産地が不利益を被らない対策を実施すること。

以上

令和6年11月

八代市長

中村博生

氷川町長

藤本一臣

八代地域農業協同組合  
代表理事組合長

山住取二